

令和7年歳末火災特別警戒実施計画

1 目的

歳末は、寒さも厳しく暖房器具等の取扱いが多くなり、また、住民生活のあわただしさも加わり、火災が多発するおそれがある。

このため、消防機関の総力をもって管内全域にわたり警備の強化を行い、巡回広報を通じ、火災への警戒心の喚起と防災意識の向上を図り、火災の未然防止に努めることにより、住民の生命・財産を保護することを目的とする。

2 実施区域

小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町の区域（小田原市以外は、各市町の実施計画等によるものとする。）

3 実施期間

令和7年（2025年）12月26日（金）から同年12月31日（水）まで

4 実施事項

（1）消防本部

ア 岁末火災特別査察

年末年始に人出が予想される特定防火対象物（物販店）を対象に、防火管理業務及び出火防止等の徹底を図るため歳末火災特別査察を実施する。

イ 広報

（ア）広報小田原（12月号）に歳末火災特別警戒に関する記事を掲載する。

（イ）こゆるぎ通信に投稿する。

（ウ）FMおだわらに放送を依頼する。

（エ）小田原市ホームページに歳末火災特別警戒の広報を掲載する。

（オ）災害情報テレホンサービスを活用した広報を実施する。

（カ）デジタルサイネージを活用した広報を実施する。

ウ 事業所等への防火管理の徹底

工場等の管理権原者に対し、自主防火管理体制の強化、出火防止等の徹底及び長期休業期間の連絡体制の徹底を図るよう依頼する。

（2）消防署

ア 広報

各署所に立看板、横断幕及び懸垂幕を掲出し、火の取扱いについて警戒心を喚起する。

イ 巡回による警戒

夜間に中心に消防部隊等により管内を巡回し、火災の警戒にあたるとともに、放火等の未然防止に努める。

ウ 初動体制の強化

消防車両及び消防機械器具等について特別点検を行い、初動対応の万全を図る。

エ 地水利等の実態把握

円滑な部隊運用を行うため、管轄区域の消防水利及び道路等の調査を実施し、違法駐車や渋滞等の状況を把握する。(必要に応じ各署所に情報提供を行う。)

オ 特別巡視

(ア) 消防職員の士気高揚を図るため、市長、副市長、消防長及び消防署長等による特別巡視を行う。

(イ) 特別巡視については、別紙「令和7年歳末火災特別警戒市長巡視行程表」のとおり実施する。

(3) 小田原市消防団

ア 広報

各分団待機宿舎に立看板を掲出し、市民の火気取扱いの警戒心を喚起する。

イ 巡回による警戒

積載車等による火災予防の巡回広報を行う。(20:00~23:00)

時 間	実施内容
20:00~21:00	積載車によるテープ等を使用しての音声広報
21:00~23:00	赤色警光灯のみの巡回 (一部音声広報を行う地域あり)

ウ 初動体制の強化

火災等の災害発生時に迅速な対応が取れるよう、団員相互の連絡を徹底するとともに、車両及び機械器具等について点検を行い、初動対応の強化を図る。

エ 地水利の実態把握

受持区域内の水利及び道路状況の実態把握を行い、体制を整える。

オ 特別巡視

(ア) 消防団員の士気高揚を図るため、市長、副市長、消防団長等による警備状況の特別巡視を行う。

(イ) 特別巡視については、別紙「令和7年歳末火災特別警戒市長巡視行程表」のとおり実施する。